

点検結果一覧表(1/9)  
(工事請負契約書第10条に基づく通知があった都度行う点検)

支社名											
事務所名											
工事担当課等名											
工事名											
点検実施回数											
点検実施日											
点検実施者	所属										
	役職										
	氏名										
下表「①」は	下請契約の請負代金の総額が4000万円未満（建築一式工事6000万円未満）の工事（※なお、下表①に該当する場合は「①」に○を記載する）										
下表「②」は	下請契約の請負代金の総額が4000万円以上（建築一式工事6000万円以上）の工事（※なお、下表①に該当する場合は「②」に○を記載する）										
下表「不適（通知）」は	建設業許可部局に対し適正化法第11条に該当すると疑うに足りると通知を必要とする不適事項										
下表「不適（指導→通知）」は	速やかに改善できると判断でき、指導後再度点検を行い、それでもなお改善がされない場合に建設業許可部局に対し適正化法第11条に該当すると疑うに足りると通知を必要とする不適事項										
下表「不適（指導）」は	適正化法第11条に該当しないが指導し改善を促す不適事項										
1-1. 配置技術者に関する点検											
点検項目			①	②	点検結果	判断基準					
(1)	同一性の確認	技術者届に記載された者と同一人物か また、請負会社に所属しているか	○	○		適 同一人物であり、請負会社に所属していることが確認できる	不適(契約違反) 同一人物でない。又は、請負会社に所属していることが確認できない。				
(2)	役割	技術者の建設業法上の役割について	○	○		主任技術者 建設業法第26条第1項に基づく主任技術者	監理技術者 建設業法第26条第2項に基づく監理技術者	監理技術者 建設業法第26条第2項以外に基づく監理技術者			
(3)	請負人の技術者資格	主任技術者（建設業法第26条第1項上）の資格	○			適 建設業法第7条第2号イ（指定学科卒業後の実務経験）に該当	適 建設業法第7条第2号ロ（10年以上の実務経験）に該当	適 建設業法第7条第2号ハ（国家資格・技能検定・実務経験）に該当	不適(通知) 必要とする主任技術者の資格(左記3項目)を有しない		
(3)	請負人の技術者資格	監理技術者（建設業法第26条第2項上）の資格		○		適 建設業法第15条第2号イ(技術検定・免許)に該当	適 建設業法第15条第2号ロ(指導監督的な実務経験)に該当	適 建設業法第15条第2号ハ(又はロと同等と国土交通大臣が認定)に該当	不適(通知) 必要とする監理技術者の資格(左記3項目)を有しない		
(4)	請負人の監理技術者資格者証の提示	建設業法第26条第5項に基づく資格者証		○		適 携帯しており、所属建設業者名と請負人名が一致している	適 携帯しており、所属建設業者名と請負人名が一致しているが、裏面に変更要件が記載されそこで一致している	不適(指示→通知) 携帯していない（不携帯で提示できない）	不適(指示→通知) 携帯しているが、所属建設業者名と請負人名が一致していない	不適(通知) 監理技術者資格者証を有していない	指示した内容

なお、共同企業体の場合にあつては、それぞれの技術者について点検を行うものとする。

支社名												
事務所名												
工事担当課等名												
工事名												
点検実施回数												
点検実施日												
点検実施者	所属											
	役職											
	氏名											
下表「①」は	下請契約の請負代金の総額が4000万円未満（建築一式工事6000万円未満）の工事（※なお、下表①に該当する場合は「①」に○を記載する）											
下表「②」は	下請契約の請負代金の総額が4000万円以上（建築一式工事6000万円以上）の工事（※なお、下表①に該当する場合は「②」に○を記載する）											
下表「不適（通知）」は	建設業許可部局に対し適正化法第11条に該当すると疑うに足りると通知を必要とする不適事項											
下表「不適（指導→通知）」は	速やかに改善できると判断でき、指導後再度点検を行い、それでもなお改善がされない場合に建設業許可部局に対し適正化法第11条に該当すると疑うに足りると通知を必要とする不適事項											
下表「不適（指導）」は	適正化法第11条に該当しないが指導し改善を促す不適事項											
<b>1-1. 配置技術者に関する点検</b>												
点検項目			①	②	点検結果	判断基準						
(5)	請負人の技術者常駐状況	監理技術者又は主任技術者	○	○		適 専任を要する工事ではない。	適 常駐していることが確認できる。	適 特別な理由により不在である。	不適(通知) 常駐していることが確認できない。			
(6)	現場代理人の常駐状況	現場代理人	○	○		適 常駐していることが確認できる。	適 特別な理由により不在である。	不適(指導) 常駐していることが確認できない。				指導した内容

点検結果一覧表(3/9)  
(共通仕様書に規定する「施工体制台帳」提出の都度行う点検)

支社名										
事務所名										
工事担当課等名										
工事名										
点検実施回数										
点検実施日										
点検実施者	所属									
	役職									
	氏名									
下表「不適(通知)」は	建設業許可部局に対し適正化法第11条に該当すると疑うに足りると通知を必要とする不適事項									
下表「不適(指導→通知)」は	速やかに改善できると判断でき、指導後再度点検を行い、それでもなお改善がされない場合に建設業許可部局に対し適正化法第11条に該当すると疑うに足りると通知を必要とする不適事項									
下表「不適(指導)」は	適正化法第11条に該当しないが指導し改善を促す不適事項									
1-2.施工体制台帳等に関する点検										
点検項目	点検結果	判断基準								
(1) 施工体制台帳の備え付け状況	台帳と下請契約書等が一致しているか等	適	適	不適(指示→通知)	不適(指示→通知)	不適(指導)	不適(指導)	指示した内容		
(2) 施工体系図の掲示状況	体系図が工事関係者と公衆の見やすい場所に掲示されているか	適	適	不適(指導)	不適(指導)	不適(指示→通知)	不適(指示→通知)	指示又は指導した内容		
(3) 建設業許可票の掲示状況	下請を含む許可票が公衆の見やすい場所に掲示されているか	適	不適(指導)	不適(指示→通知)				指示又は指導した内容		
(4) 下請の建設業許可の点検	下請契約金額が500万円以上(建築一式工事1500万円以上)の下請の建設業許可	適	不適(通知)							
(5) 軽微な工事の下請	下請契約金額が500万円未満(建築一式工事1500万円未満)の下請契約	適	不適(通知)							
(6) 明確な工事内容での下請契約	下請契約書で建設業法第19条第1項に定められた14項目の記載	適	不適(指導)					指導した内容		
(7) 適切な請負代金の支払方法	下請契約書で請負代金の全部又は一部の前金払・出来形部分に対する支払条件	適	不適(指導)	不適(指導)				指導した内容		

支社名									
事務所名									
工事担当課等名									
工事名									
点検実施回数									
点検実施日									
点検実施者	所属								
	役職								
	氏名								
下表「不適(通知)」は	建設業許可部局に対し適正化法第11条に該当すると疑うに足りると通知を必要とする不適事項								
下表「不適(指導→通知)」は	速やかに改善できると判断でき、指導後再度点検を行い、それでもなお改善がされない場合に建設業許可部局に対し適正化法第11条に該当すると疑うに足りると通知を必要とする不適事項								
下表「不適(指導)」は	適正化法第11条に該当しないが指導し改善を促す不適事項								
1-2.施工体制台帳等に関する点検									
点検項目		点検結果	判断基準						指導した内容
(8)	建設業退職金共済制度の掲示状況	下請負人に周知しやすい場所に建退共の加入状況を示す標識の設置	適	適	不適(指導)				
			建退共加入者証が下請業者に周知しやすい場所に掲示されている	建退共加入者証の掲示を必要としない	建退共加入者証の掲示が確認できない				
(9)	労災保険関係成立票の掲示状況	労働者の見やすい場所に労災保険関係成立票の掲示状況	適	不適(指導)	不適(指導)				
			当該工事現場の見やすい場所に労災保険関係成立票の掲示が確認できる	当該工事現場に労災保険関係成立票の掲示が確認できるが見難い	掲示が確認できない				

支社名										
事務所名										
工事担当課等名										
工事名										
点検実施回数										
点検実施日										
点検実施者	所属									
	役職									
	氏名									
下表「①」は	下請契約の請負代金の総額が4000万円未満（建築一式工事6000万円未満）の工事（※なお、下表①に該当する場合は「①」に○を記載する）									
下表「②」は	下請契約の請負代金の総額が4000万円以上（建築一式工事6000万円以上）の工事（※なお、下表①に該当する場合は「②」に○を記載する）									
下表「不適（通知）」は	建設業許可部局に対し適正化法第11条に該当すると疑うに足りると通知を必要とする不適事項									
下表「不適（指導→通知）」は	速やかに改善できると判断でき、指導後再度点検を行い、それでもなお改善がされない場合に建設業許可部局に対し適正化法第11条に該当すると疑うに足りると通知を必要とする不適事項									
下表「不適（指導）」は	適正化法第11条に該当しないが指導し改善を促す不適事項									
<b>1-2. 施工体制台帳等に関する点検</b>										
点検項目			点検結果	判断基準						
(10)	工事実績データの登録状況			工事実績データが共通仕様書に基づき10日以内に登録申請	適	不適(指導)	不適(指導)			
				契約後10日以内に登録申請されていることが確認できる	契約後登録申請していることは確認できるが10日以上要している	登録申請がされていない				

点検結果一覧表(6/9)  
 (①落札率70%未満又は②点検項目1-2において不適の項目があった場合に施工中年1回行う点検)

支社名	
事務所名	
工事担当課等名	
工事名	
点検実施回数	
点検実施日	
点検実施者	所属
	役職
	氏名

下表「①」は	落札率が70%未満の工事（※なお、下表②に該当する場合は「①」に○を記載する）
下表「②」は	点検項目1-2（施工体制台帳等に関する点検）で不適となった項目があった工事。なお、△は点検項目1-3(1)に示す下請形態に該当した工事（※なお、下表①に該当する場合は「②」に○を記載する）
下表「不適（通知）」は	建設業許可部局に対し適正化法第11条に該当すると疑うに足りると通知を必要とする不適事項
下表「不適（指導→通知）」は	速やかに改善できると判断でき、指導後再度点検を行い、それでもなお改善がされない場合に建設業許可部局に対し適正化法第11条に該当すると疑うに足りると通知を必要とする不適事項
下表「不適（指導）」は	適正化法第11条に該当しないが指導し改善を促す不適事項

1-3.元請負業者の下請施工の関与等に関する点検

点検項目	①	②	点検結果	判断基準						
				適	不適(指導)	不適(指導)	不適(指導)	不適(指導)	指導した内容	
(1) 関係官公署及び関係会社への手続きに関する点検	○	○	適 工事関係資料から届出していることが確認できる。また、届出の内容を配置技術者が把握している	不適(指導) 工事関係資料から届出していることが確認できるが、届出の内容を配置技術者が把握していない	不適(指導) 工事関係資料から届出していないことが明らかである					指導した内容
(2) 地元関係者との交渉等に関する点検	○	○	適 工事関係資料から監督員に事前及び交渉内容報告があったことが確認できる。また、交渉内容を配置技術者が把握している	不適(指導) 地元関係者との交渉を必要とする工事ではない。	不適(指導) 工事関係資料から監督員に事前及び交渉内容報告があったことが確認できるが、交渉内容を配置技術者が把握していない	不適(指導) 監督員に事前及び交渉内容報告を行っていない。又は、交渉を実施していない				指導した内容
(3) 請負人相互の協力に関する点検	○	○	適 工事関係資料又は請負人の技術者へのヒアリングにより相互協力していることが確認できる	不適(指導) 相互協力を実施していない						指導した内容
(4) 施工計画書に関する点検	○	○	適 請負人が作成している又は特許がある工種、作業手順について一部下請の協力を得て作成していることが施工計画書及び請負人の技術者へのヒアリングにより確認できる	不適(指導) 着手時点で提出されていない。又は、請負人の作成が確認できない。						指導した内容
(5) 設計図書の照査に関する点検	○	○	適 設計図書の照査を実施したことが工事関係資料や請負人の技術者へのヒアリングにより確認できる	不適(指導) 設計図書の照査を実施していない又は、照査は行っているが請負人自ら実施していない						指導した内容
(6) 工程管理の実施状況に関する点検	○	○	適 毎月、履行報告がされている。また、請負人の技術者も履行状況を把握していることが確認できる	不適(指導) 履行報告がされていない又は、請負人の技術者が履行状況を把握していない						指導した内容
(7)-1 施工管理に関する点検（品質の確保）	○	○	適 請負人が実施していることが確認できる	不適(指導) 請負人が実施していることが確認できない						指導した内容
(7)-2 施工管理に関する点検（検査・試験記録の保管）	○	○	適 請負人が主体となって測定し、記録・保管していることが確認できる	不適(指導) 請負人が実施していることが確認できない						指導した内容
(8) 下請負業者の完成検査に関する点検	○	○	適 下請負人からの出来高報告書に基づき、請負人が出来形を確認していること確認できる又は請負人が下請負人立会いの基、出来形を測定し出来高報告書を作成していることが確認できる	不適(指導) 請負人が実施していることが確認できない						指導した内容

**点検結果一覧表(7/9)**  
 (①落札率70%未満又は②点検項目1-2において不適の項目があった場合に施工中年1回行う点検)

支社名	
事務所名	
工事担当課等名	
工事名	
点検実施回数	
点検実施日	
点検実施者	所属
	役職
	氏名

下表「①」は	落札率が70%未満の工事（※なお、下表②に該当する場合は「①」に○を記載する）
下表「②」は	点検項目1-2（施工体制台帳等に関する点検）で不適となった項目があった工事。なお、△は点検項目1-3(1)に示す下請形態に該当した工事（※なお、下表①に該当する場合は「②」に○を記載する）
下表「不適（通知）」は	建設業許可部局に対し適正化法第11条に該当すると疑うに足りると通知を必要とする不適事項
下表「不適（指導→通知）」は	速やかに改善できると判断でき、指導後再度点検を行い、それでもなお改善がされない場合に建設業許可部局に対し適正化法第11条に該当すると疑うに足りると通知を必要とする不適事項
下表「不適（指導）」は	適正化法第11条に該当しないが指導し改善を促す不適事項

**1-3.元請業者の下請施工の関与等に関する点検**

点検項目	①	②	点検結果	判断基準						指導した内容	
				適	不適(指導)	不適(指導)	不適(指導)	不適(指導)	不適(指導)		
(9)-1 安全管理に関する点検（KY活動の確認）	○	○	請負人が下請負人のKY活動の実施状況を把握していることが工事関係資料やヒアックにより確認できる	不適(指導)	請負人が下請負業者のKY活動の実施状況を把握できない						指導した内容
(9)-2 安全管理に関する点検（安全巡視員の配置と安全巡視の実施状況確認）	○	○	安全巡視員が配置され、安全日誌等により安全巡視を実施していることが確認できる	不適(指導)	安全巡視員を配置していない 又は配置されている場合でも安全巡視を行っていない	不適(指導)	不適(指導)	安全巡視を行っているが、安全日誌等の記録を保存していない			指導した内容
(9)-3 安全管理に関する点検（下請の安全衛生責任者の状況確認）	○	○	請負人が下請負業者の安全衛生責任者の従事状況を把握している	不適(指導)	請負人が下請おイ業者の安全衛生責任者の従事状況を把握していない						指導した内容
(9)-4 安全管理に関する点検（作業主任者等の状況確認）	○	○	請負人が作業主任者や技能有資格者の従事状況を把握している	不適(指導)	請負人が作業主任者や技能有資格者の従事状況を把握していない 又は作業主任者や技能者が資格を有していない						指導した内容
(9)-5 安全管理に関する点検（災害防止協議会の設置と開催状況の確認）	○	○	請負人が災害防止協議会を設置し、下請負業者の安全衛生責任者等が参加した災害防止協議会を開催していることを工事関係資料により確認できる	不適(指導)	請負人が災害防止協議会を設置し、下請負業者の安全衛生責任者等が参加した災害防止協議会を開催していることを工事関係資料により確認できない						指導した内容
(9)-6 安全管理に関する点検（店社パトロールの状況確認）	○	○	請負人が店社パトロールを実施し、記録が残っている	適	店社パトロールとは別な点検方法により実施し、記録が残っている	不適(指導)	不適(指導)	店社パトロールを実施していることが確認できない			指導した内容
(9)-7 安全管理に関する点検（新規入場者の教育状況の確認）	○	○	請負人が新規入場者教育を実施していることが工事関係資料から確認できる	不適(指導)	請負人が新規入場者教育を実施していることが確認できない						指導した内容
(10)-1 施工調整・指導監督に関する点検（施工体制台帳の把握）	○	○	ヒアックの結果、作業内容を明確に説明できる	不適(指導)	ヒアックの結果、作業内容を説明できない						指導した内容
(10)-2 施工調整・指導監督に関する点検（下請負の主任技術者の資格）	○	○	照合の結果適正であり、請負人の監理技術者又は主任技術者も把握していることがヒアックにより確認できる	不適(指導)	照合の結果不適正である 又は 請負人の監理技術者又は主任技術者が把握していない						指導した内容
(10)-3 施工調整・指導監督に関する点検（安全管理に対する指導状況）	○	○	工事関係資料及び監理技術者・主任技術者へのヒアックに結果、指導していることが確認できる	不適(指導)	工事関係資料が存在しない 又は 監理技術者・主任技術者の答弁が曖昧で確認できない						指導した内容

**点検結果一覧表(8/9)**  
 (①落札率70%未満又は②点検項目1-2において不適の項目があった場合に施工中年1回行う点検)

支社名	
事務所名	
工事担当課等名	
工事名	
点検実施回数	
点検実施日	
点検実施者	所属
	役職
	氏名

下表「①」は	落札率が70%未満の工事（※なお、下表②に該当する場合は「①」に○を記載する）
下表「②」は	点検項目1-2（施工体制台帳等に関する点検）で不適となった項目があった工事。なお、△は点検項目1-3(11)に示す下請形態に該当した工事（※なお、下表①に該当する場合は「②」に○を記載する）
下表「不適（通知）」は	建設業許可部局に対し適正化法第11条に該当すると疑うに足りると通知を必要とする不適事項
下表「不適（指導→通知）」は	速やかに改善できると判断でき、指導後再度点検を行い、それでもなお改善がされない場合に建設業許可部局に対し適正化法第11条に該当すると疑うに足りると通知を必要とする不適事項
下表「不適（指導）」は	適正化法第11条に該当しないが指導し改善を促す不適事項

**1-3.元請負業者の下請施工の関与等に関する点検**

点検項目	①	②	点検結果	判断基準				指導した内容		
				適	不適(指導)	対象外	下請形態が左記に該当しない			
(10)-4 施工調整・指導監督に関する点検（工程会議の開催状況）	○	○		下請負業者も含めた工程会議を実施していることが工事関係資料により確認できる	下請負業者も含めた工程会議を実施していることが工事関係資料により確認できない					
(10)-5 施工調整・指導監督に関する点検（作業手順書）	○	○		作業手順書を作成し、指導・監督していることが工事関係資料により確認できる	作業手順書を作成していることを確認できない					
(11) 一括下請（紛らわしい下請負契約）に	○	○		ケース1 主たる一次下請に直営施工がない	一次下請は専門工種部分の施工管理を実施している	一次下請が部分的に請負人の補助または代行業務を実施していると判定できる	一次下請の業務が不明確で介在が不適切と判定できる	対象外	下請形態が左記に該当しない	
(11) 一括下請（紛らわしい下請負契約）に	○	○		特定の一次下請が工事全体の大部分を施工している	一次下請が直営施工を実施しているが、本来、請負人が行うべき「管理業務」も実施している	対象外	下請形態が左記に該当しない			
(11) 一括下請（紛らわしい下請負契約）に	○	○		工区割された近接工事を同一一次下請が施工している	特許を有する特殊な工法等の施工である	特許を有する特殊な工法等の施工ではなく、一次下請人の主任技術者が各々の工事で配置されている	特許を有する特殊な工法等の施工ではなく、一次下請人の主任技術者が同一技術者が兼ねている	対象外	下請形態が左記に該当しない	
(11) 一括下請（紛らわしい下請負契約）に	○	○		下請負人に直営施工がなく、再下請が実質施工している	専門工種の管理指導上の必要性が認められる	専門工種の管理指導上の必要性が認められない	対象外	下請形態が左記に該当しない		



点検結果一覧表(9/9)  
 (①落札率70%未満又は②点検項目1-2において不適の項目があった場合に施工中年1回行う点検)

支社名	
事務所名	
工事担当課等名	
工事名	
点検実施回数	
点検実施日	
点検実施者	
所属	
役職	
氏名	

下表「①」は	落札率が70%未満の工事（※なお、下表②に該当する場合は「①」に○を記載する）
下表「②」は	点検項目1-2（施工体制台帳等に関する点検）で不適となった項目があった工事。なお、△は点検項目1-3(11)に示す下請形態に該当した工事（※なお、下表①に該当する場合は「②」に○を記載する）
下表「不適（通知）」は	建設業許可部局に対し適正化法第11条に該当すると疑うに足りると通知を必要とする不適事項
下表「不適（指導→通知）」は	速やかに改善できると判断でき、指導後再度点検を行い、それでもなお改善がされない場合に建設業許可部局に対し適正化法第11条に該当すると疑うに足りると通知を必要とする不適事項
下表「不適（指導）」は	適正化法第11条に該当しないが指導し改善を促す不適事項

1-3.元請負業者の下請施工の関与等に関する点検

点検項目	①	②	点検結果	判断基準				指導した内容
				適	不適(指導)	不適(通知)	不適(指導)	
(12) 下請の主任技術者の同一性の確認	○	△	適 施工体制台帳に記載された技術者と同一人物である	不適(指導) 請負人(元請)の監理技術者又は主任技術者が承知している不在である	不適(指導)	不適(指導) 請負人(元請)の監理技術者又は主任技術者が承知していない不在である		指導した内容
(13) 下請の主任技術者の資格	○	△	適 建設業法第7条第2号イ(指定学科卒業後の実務経験)に該当	不適(通知)	不適(通知)	不適(通知) 必要とする主任技術者の資格(左記3項目)を有しない		
(14) 下請の主任技術者の常駐状況	○	△	適 常駐している	不適(通知)	不適(通知)	不適(指導) 請負人(元請)の監理技術者又は主任技術者が承知していない不在である		指導した内容
(15)-1 下請の主任技術者へのヒアリング(不当に低い請負代金の禁止に関する点検)	○	△	適 請負人(元請)が自己の取引上の地位を不当に利用していない(対等である)	不適(通知)	不適(通知)			
(15)-1 下請の主任技術者へのヒアリング(不当に低い請負代金の禁止に関する点検)	○	△	適 下請負代金の額が通常必要と認められる原価を満たしていることが、契約書及び見積りにより確認できる	不適(通知)	不適(通知)			
(15)-2 下請の主任技術者へのヒアリング(不当な使用資材等の購入強制的禁止に関する点検)	○	△	適 請負人(元請)から工事に使用する資材又は機械器具を指定されることはなかった(下請での購入である)	不適(通知)	不適(通知)			
(15)-2 下請の主任技術者へのヒアリング(不当な使用資材等の購入強制的禁止に関する点検)	○	△	適 請負人(元請)から工事に使用する資材又は機械器具の購入先を指定されることはなかった	不適(通知)	不適(通知)			
(15)-3 下請の主任技術者へのヒアリング(契約書に基づいて請負代金の支払実態に関する点検)	○	△	適 下請契約書に基づいた支払が行われている	不適(通知)	不適(通知)			